



2026 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 I MV 株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小嶋 淳平
(コード番号 7760 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営企画本部長 柿原 正治
(TEL. 06-6478-2565)

株式報酬支給に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年1月23日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 24,781 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき金 2,772 円
4. 給付金額の総額	金 68,692,932 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年1月23日開催の当社取締役会決議に基づき、下記 6. 記載の当社の業務執行役員 3名、執行役員 2名、幹部従業員 12名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金 68,692,932 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,772 円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の業務執行取締役 3 名 10,131 株 執行役員 2 名 1,940 株 幹部職員 12 名 12,710 株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年2月10日

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の業務執行取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2017年12月22日開催の当社第71期定時株主総会において業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を提案、ご承認をいただいて導入いたしました。また2021年12月22日開催の定時株主総会において、対象期間を更新し、現在にいたります。当社の中期経営計画の終了年度に合わせて2025年9月30日で終了する事業年度から2027年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）において同期間の単年度毎に目標の達成度合に応じて、当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本募集は、本制度に基づき、2026年1月23日開催の当社取締役会決議により行われるもので。なお、本有価証券通知書の対象となる当社普通株式の処分は、2025年9月30日で終了する事業年度に係る業績連動型株式報酬として、割当予定先である当社の業務執行取締役3名、執行役員2名及び幹部従業員12名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるもので。

本制度の内容は、以下のとおりです。

（1）本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ①当社は、本制度において使用する各数値目標（連結売上高、連結営業利益等から設定されます。）や数値目標毎の配分割合、交付する当社普通株式数（以下、「交付株式数」といいます。）の具体的な算出にあたって必要となる数値目標を当社取締役会において決定します。
- ②当社は、対象期間満了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成度合に応じ、各割当対象者に対する交付株式数を当社取締役会において決定します。
- ③当社は、上記②で決定された各割当対象者の交付株式数に応じて、各割当対象者に対し、現物出資に供するための金銭報酬債権を支給します。なお、当社普通株式の1株当たりの払込金額については、当社普通株式を引き受ける各割当対象者に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定します。
- ④各割当対象者は、当社における新株式発行または自己株式の処分に際して現物出資に供するための上記金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。

(2) 本制度に基づき割当対象者が取得する当社株式の数の算定方法

当社は、以下の計算式に基づき、各割当対象者が取得する当社普通株式の数を算定します。

各割当対象者に対する交付株式数 = 当該各割当対象者に係る基準交付株式数 × 各数値目標毎の配分割合 × 各数値目標に対する達成度合

- ①割当対象者毎に予め、基準交付株式数（当該各割当対象者の役割、役位を考慮して当社取締役会において決定）を定めます。
- ②割当対象者毎に目標となる各数値目標（連結営業利益、連結売上高、担当事業部業績）の配分割合を予め定め、当該配分割合毎の株式数を算出します。
基準交付株式数 × 各指標における配分割合 = 数値目標毎の交付株式数
- ③各数値目標の目標達成度合に応じて交付株式数を算出します。

上記算定式に従い数値目標毎に交付株式数を算出し、算出の結果得られた数を合計することにより各割当対象者に対する交付株式数を算出します。

※各数値目標に対する達成度合が 95%～100% の場合は 100% とし、達成割合が 95% 未満となる場合は支給対象としません。

※各数値目標に対する達成度合が 120% 超となる場合でも上限は 120% とします。

(3) 割当対象者に対する当社普通株式の交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、上記(2)に定める算定方法に従い、割当対象者に対して当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による新株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する割当対象者及び交付株式数は、以下の株式交付要件及び上記(2)記載の算定方法に従い、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

- ①対象期間中に取締役、執行役員及び幹部従業員として在任または在職したこと
- ②取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ③その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると当社取締役会が定める要件を充足すること

以上